

KAWASAKI LABOR INFORMATION

かわさき労働情報

2025
10
No.2178

特集

令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.8～】

- 教育(トモイク)プロジェクトのご案内
- 10月は「年次有給休暇取得促進月間」です！
- 障害者のテレワーク雇用を推進する企業向け相談窓口

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

労働情報を
ウェブで見るには？
川崎市ホームページ
▼
かわさき労働情報



検索

令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します

本週間:令和7年10月1日～10月7日(準備期間:9月1日～9月30日)

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～9月30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体のコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。
安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



川崎市勤労者福祉セミナーを開催します！

川崎市では、市内の勤労者等を対象に労働関係法の解説や仕事と育児・介護の両立など時勢に応じたテーマのセミナーを年1回開催しています。令和7年度は、「育児や介護、病気治療で離職しないための勤労者向けの働きや

女性
共し

「お知らせ」

「川崎市勤労者福祉セミナー」ですが、諸事情により、開催を延期いたします。

日程等が決まりましたら、改めて本市HP等でお知らせいたします。

受講ご希望の方は、こちらのHPをご覧ください。お申込みください。

主 催：川崎市



▲申込フォーム

【問 合 せ】 川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2271 FAX 044-200-3598

労働相談等のお知らせ

秘密厳守
相談無料

●夜間労働相談 <事前予約制・電話相談可>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページからご予約ください。

日 時 令和7年10月16日（木） 17時～19時30分（1人45分以内）

原則、毎月第3木曜日（平日のみ）

会 場 かながわ労働センター川崎支所

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日 時 令和7年10月28日（火） 13時30分～16時30分（1人40分以内）

原則、毎月第4火曜日（平日のみ）

会 場 かながわ労働センター川崎支所

●街頭労働相談 <予約不要>

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、職場のいじめ・パワハラに関するさまざまな労働問題等について、職員が相談に応じます。

溝ノ口ティブラザ2（マルイ側）2階入口

令和7年10月22日（水） 11時～17時（雨天中止）

新百合ヶ丘エルミロード

令和7年11月14日（金） 11時～17時

川崎アゼリア東広場

令和7年11月21日（金） 10時～17時

【申込・問合せ】

かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141

川崎市高津区溝ノ口 1-6-12 リンクス溝ノ口 1階

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>



▲支所ホームページ

第4回『川崎夜市』を開催します！

～地元に愛される老舗の名店や話題の人気店が参加～

秋の恒例行事となった『川崎夜市』を、今年も開催いたします。地元の名店が集う屋台イベントや、川崎駅前史上最大規模のはしご酒イベントなどを通じて、川崎ならではの多彩な食文化を広く発信し、秋の夜を熱く彩ります。

【開催概要】

日 時	川崎ソウルフード屋台：11月8日(土)、9日(日)14時～21時 ※川崎ソウルフード屋台は、荒天中止。HPやSNSでお知らせします。 川崎バル祭り：11月2日(日)～6日(木)、9日(日)～13日(木) ※時間は、店舗により異なります。
場 所	JR川崎駅東口駅前広場、ラ チッタデッラ、チネチッタ通り商店街、川崎駅前仲見世通商店街 等
主 催	川崎夜市実行委員会 (川崎市／川崎駅広域商店街連合会／チネチッタ通り商店街振興組合／川崎駅前仲見世通商店街振興組合／株式会社 チッタ エンタテイメント／NPO 法人カワサキミュージックキャスト／株式会社ノクチ基地)
公式サイト	https://lacittadella.co.jp/lp/kawasakiyoichi/



■「川崎夜市」とは？

JR川崎駅周辺の繁華街における夜の魅力を市内外に発信し、地域経済の活性化を目指すイベントです。2022年、長引くコロナ禍で疲弊した街に元気を取り戻そうという主催者の呼びかけに応え、地域の事業者や商店街、名だたる飲食店が集結し開催された川崎ならではの“食”の祭典です。川崎夜市を通じて、東京や横浜にはない川崎ならではの多様で豊かな“食文化”と、安全・安心で活気あふれる川崎の街の魅力を、市内外の多くの方々に体験していただきたいと考えています。

世界メンタルヘルスデー

世界精神保健連盟が、1992年より、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と決めました。

その後、世界保健機関(WHO)も協賛し、正式な国際デー(国際記念日)とされています。

メンタルヘルスについて

メンタルヘルスとは体の健康ではなく、こころの健康状態を意味します。日々の生活の中で気分が落ち込んだり、ストレスを感じることがありますが、その状態が続いてしまうと、こころの調子をくずしてしまう原因にもなります。さらにこころの不調は、周囲の人に気づかれにくく、自分からも伝えづらいため、回復に時間がかかってしまうこともあります。

近年、こころの病気は増えていて、生涯を通じて5人に1人がこころの病気にかかるともいわれています。こころの調子をくずしてしまった場合は、ひとりで抱え込まずに家族や友人など、身近な人に相談しましょう。身近な人には相談しづらい場合や、相談できる人が周りにいない場合は、こころの相談窓口などに、あなたの不安やつらい気持ちを伝えてください。



悩んでいるあなたへ、
悩んでいる人を支えたいあなたへ

「こころの健康統一ダイヤル」厚生労働省
☎ 0570-064-556

「いのちの電話」日本いのちの電話連盟
☎ 0570-783-556

「24時間子供SOSダイヤル」文部科学省
☎ 0120-0-78310

まもろうよ こころ

(厚生労働省 自殺対策特設サイト)▶

URL:<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

こころの情報サイト(国立研究開発
法人国立精神・神経医療研究セン
ター)▶

URL:<https://kokoro.ncnp.go.jp/>

働く人のメンタルヘルス・ポータル
サイト こころの耳(厚生労働省)▶

URL:<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



神奈川県かながわ労働センター川崎支所からのお知らせ

「労働相談強化期間」特別労働相談会

神奈川県では、10月、11月を「労働相談強化期間」とし、職場でおきているトラブルの解決促進に向け、弁護士による特別労働相談会を開催します。

日時 令和7年10月9日(木)13時30分～16時30分
相談 弁護士労働相談 4コマ(電話予約制・無料)
会場 神奈川県かながわ労働センター川崎支所 リンクス溝の口1階
 川崎市高津区溝口1-6-12(JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分)



中小企業労務管理セミナー 改正育児介護休業法～両立支援の拡充強化の実務対応～

令和7年4月から、育児期の柔軟な働き方を実現するための制度拡充や介護離職防止などを目的とした改正法が段階的に施行されています。育児や介護といった人生の各段階においても、男女がともに多様な働き方を選択可能にすることは、優秀な人材の確保・定着につながるなど、企業にとってもメリットがあります。

今回のセミナーでは、人事労務の実務経験がある社会保険労務士が、企業のとるべき対応について実務面から解説します。

日時 令和7年10月29日(水)14時～16時
会場 川崎市生活文化会館(てくのかわさき)2階 てくのホール
 川崎市高津区溝口1-6-10(JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分)
講師 特定社会保険労務士 岩崎 仁弥 氏(株式会社リーガルステーション代表取締役)
定員 40名(申込先着順) 企業経営者、人事労務担当者、その他関心のある方向け
受講料 無料
申込 下のホームページまたは右の二次元コードからお申し込みください。



▲申込ページ

特定課題講座

実例から学ぶカスハラ対策～ハラスメントと労働組合の役割について～

顧客や取引先からの嫌がらせであるカスタマーハラスメントは、多くの従業員が被害を受けているとされる一方、十分な取り組みがなされていない企業もみられます。労働組合として従業員を守るために、社内のルールづくりなど企業に対してどのように働きかけていけばよいのか、カスハラ事件訴訟に携わった弁護士が解説します。



日時 令和7年12月4日(木)18時～20時
会場 川崎市生活文化会館(てくのかわさき)2階 てくのホール
 川崎市高津区溝口1-6-10(JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分)
講師 弁護士 川岸 卓哉 氏(川崎合同法律事務所)
定員 30名(申込先着順) 労働組合の役員、労働者、テーマにご関心のある方向け
受講料 無料
申込 下のホームページまたは右の二次元コードからお申し込みください。



▲申込ページ

【申込・問合せ】 神奈川県かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>

～新しい働き方のカタチ～

労働者協同組合フォーラムを開催します

令和4年10月、「労働者協同組合法」が施行されました。「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として参加・出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域の皆で意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

全国では合計150以上の法人が設立され、神奈川県内でも9つの労働者協同組合が設立されています。

この労働者協同組合が地域で活用されることにより、多くの人々が主体的に参加する場面をつくり出すことにつながり、地域社会が豊かに形成されていくことになります。また、今の働き方に悩んでいる人には新しい働き方を知り、参加することにもつながります。

本フォーラムでは、労働者協同組合を広く県内に周知していくため、法律の概要や、実際に活動している労働者協同組合の事例をお伝えします。

- ◆開催日時 令和7年11月15日(土) 13:30~16:00
- ◆会場 かながわ労働プラザ3階 多目的ホールA
(横浜市中区赤坂1-4)
- ◆申込方法 申込みフォームもしくはト話問い合わせ番号から
- ◆参加費 無料
- ◆内容 厚生労働省職員による法律の概要説明、県内及び全国で活躍する労働者協同組合による事例報告 等

【問合せ】一般社団法人市民連帯経済つながるかながわ 電話 045-211-4667

神奈川県庁産業労働局労働部雇用労政課 電話 045-210-5735

※詳細につきましてはホームページをご覧ください。

ホームページ



詳細は神奈川県 労働者協同組合で検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/roudoukyou.html>



申込みフォームはこちら

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeQWpovZK1Yx31LJVzI61TvDOWxUhpt7JhwuyUTqeKCfhYQpw/viewform>



中央ろうきん
Rukuo

20歳未満のお子さまがいらっしゃる方へ

Rukuo

こども積立

エース預金店頭
表示金利に上乗せ

+ 年 0.1%

※満 20 歳未満のお子さまがいらっしゃる個人のお客様が対象となります。※お子さまお 1 人につき 1 口座のご契約となります。※口座開設の際は、お子さまのご年齢が確認できる書類をお持ちください。

手数料 0 円

お子さまが進学して仕送りが必要になった時に、
定額自動送金サービスの手数料が無料 ※中央ろうきん内の振込に限ります。

新規ご契約1件につき50円を
中央ろうきんがピンクリボン運動に寄付します。

〈中央ろうきん〉川崎支店 TEL.044-200-4321 中原支店 TEL.044-733-0161

詳細はRukuoWebサイトをご覧ください

R・Wプロジェクト「Rokin」と「Woman・Work・Wish・With・Widen」の頭文字をとったR・Wプロジェクトの中には、働くすべての人にろうきんの輪が広がり、夢や豊かな生活が実現できますように、という願いが込められています。

2025年8月22日 現在
(中央ろうきん)R・Wプロジェクト

共育(トモイク)プロジェクトのご案内



「共育プロジェクト」とは、男性の育児休業取得促進事業「イクメンプロジェクト」の後継事業として令和7年度から開始している厚生労働省の広報事業です。共働き・共育ての推進のため、一人で「家事・育児」や「仕事」を担ういわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会を目指します。特に、“企業”へのアプローチを主軸に、雇用環境・職場風土の改善等、多くの企業が「共育て」しやすい環境作りに積極的に取り組めるよう、今後展開していきます。

今後予定している活動の一例

- 企業版両親学級の取組促進(研修資料や動画の作成・配信、タスクシェアの見える化の推進等)
- 若年層向け意識調査・結果発表記者会見の実施
- 個人・若年層向けオンラインセミナーの実施(男性の育休取得をきっかけとした家庭内の家事・育児分担や働き方の見直し、タスクシェアの推進等)
- 「共育(トモイク)の推進」に向けたコンテンツの発信(共育(トモイク)プロジェクト公式サイトにて、投稿型コンテンツで職場・家庭内における「共育(トモイク)」のヒントを発信等)



共育(トモイク)プロジェクト公式サイト▲
URL: <https://tomoiku.mhlw.go.jp/>

仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主の方へ

厚生労働省では、仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、以下の取組を行った中小企業事業主の皆さまのための「両立支援等助成金」がございます。ぜひ、厚生労働省ホームページをご確認下さい。

- | | | | |
|---------------|-----|--------------------------|-------------------------------------|
| 男性の育児休業取得促進 | >>> | 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) | <p>厚生労働省HP ▲
(両立支援等助成金のご案内)</p> |
| 仕事と介護の両立支援 | >>> | 2 介護離職防止支援コース | |
| 円滑な育児休業取得支援 | >>> | 3 育児休業等支援コース | |
| 業務代替者への手当支給等 | >>> | 4 育休中等業務代替支援コース | |
| 育児期の柔軟な働き方整備 | >>> | 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース | |
| 仕事と不妊治療等の両立支援 | >>> | 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース | |

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

川崎市内における共育(トモイク)に関連する事例

令和7年度親子で楽しむ

イクメン研究所は、2013年から男性自身が自分はもちろん家族も、地域の人もうれしい子育て・家事参加のあり方を研究・発信しながら、地域のなかでパパネットワークを広める活動をしています。 ※「イクメン研究所」…川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)が展開する事業。「イクメン」とは家庭でも地域でもイキイキと過ごすパパのこと。

〈主な活動〉

- SNS を使った互いの情報交換と情報発信

『イクメン研究所ジャーナル』は男性が第一子誕生を機に地域に活動の場を作って欲しいという思いから始めたもので、プレパパ向けに役立つ情報を発信しています。

- 年1回の「イクメン研究所プレゼンツ 親子で楽しむ物語コンサート」の開催

男性が乳幼児を連れて気軽に外出できる場所を作りたいという思いから開催したもので、物語を楽しみながら生演奏を聴いたり、みんなで歌ったり、途中で泣いても気にせずリラックスして過ごすことができます。令和7年度は8月17日に開催し、親子149組、445名がすくらむ21のホールに来場しました。

URL: <https://www.scrum21.or.jp/welfare/ikimen> イクメン研究所HP ▲



働く皆様に将来の安心を。

で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- 1 国の退職金制度!
掛金の一部を国が助成します。
- 2 外部積立型でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- 3 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211



10月は「年次有給休暇取得促進月間」です！

～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報を行っています。年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、生産性の向上など会社にとっても大きなメリットがあります。働く人のワーク・ライフ・バランスの実現のために、企業等が自社の状況や課題を踏まえ、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを継続して行っていくことが重要です。

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たした全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を
取得することができます。

働く人のワーク・ライフ・バランスの実現のために

次のような制度の導入・活用が考えられます。

- 年次有給休暇の計画的付与制度：年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。
- 時間単位の年次有給休暇：年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となり、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※詳しくは、年次有給休暇取得促進特設サイトからご確認ください。

URL: <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



障害者のテレワーク雇用を推進する企業向け相談窓口

厚生労働省は、ICTを活用した障害者のテレワーク雇用を推進するため、個別具体的な課題の解決に向けたサポートを行う企業向け相談窓口を開設し、障害者雇用におけるテレワークの導入に向けた手順等について説明する企業向けセミナーや、個別企業の課題に応じた相談支援等を実施しております。

テレワーク導入について、経験豊富な専門アドバイザーが、他社事例の紹介や課題整理に向けた支援等を行い、受け入れ前から採用、その後の定着まで各段階においてサポートしますので、ぜひ、障害者のテレワーク雇用企業向け相談支援窓口特設サイトをご確認ください

障害者のテレワーク雇用企業向け相談支援窓口特設サイト▶

URL: <https://twp.mhlw.go.jp/>



障害者雇用でお困りのことはありませんか？

- 法定雇用率を達成できない
- 障害のある人向けに切り出す仕事がない
- 求人募集しても、障害者からの応募がない



業務構築から採用、定着・活躍支援まで一貫してサポートします！



令和7年10月

I-1 労働市場(神奈川県、川崎市)

* 7月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.84倍で前年同月に比べ0.09ポイント下回りました。

* 7月の川崎市内の有効求人倍率は、0.70倍で前年同月に比べ0.05ポイント下回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川 崎	川崎北	川崎計	県	川 崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均		9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均		9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和7年	2月	9,842	7,103	16,945	101,901	8,219	11,761	19,980	105,397	1.20	0.60	0.85	0.90
	3月	10,225	7,136	17,361	101,327	8,362	12,109	20,471	108,509	1.22	0.59	0.85	0.90
	4月	10,126	6,751	16,877	98,711	8,971	13,283	22,254	116,724	1.13	0.51	0.76	0.92
	5月	9,666	6,524	16,190	95,640	9,062	13,520	22,582	119,242	1.07	0.48	0.72	0.89
	6月	9,344	6,311	15,655	93,999	9,088	13,482	22,570	119,308	1.03	0.47	0.69	0.85
	7月	9,159	6,425	15,584	94,205	8,813	13,359	22,172	116,335	1.04	0.48	0.70	0.84
	資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定所「労働市場月報」											

(注1) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。

(注3) 川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。

(注4) 川崎市の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場(全国)

* 7月の完全失業者数は169万人、完全失業率は2.3%となりました。

一方、有効求人倍率は1.22倍で、前年同月に比べ0.03ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和4年度平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年度平均		178	-0.6	2.6	1.31
令和6年度平均		176	-1.1	2.5	1.25
令和7年	2月	165	-6.8	2.4	1.24
	3月	180	-2.7	2.5	1.26
	4月	188	-2.6	2.5	1.26
	5月	183	-5.2	2.5	1.24
	6月	176	-2.8	2.5	1.22
	7月	169	-10.1	2.3	1.22
	資料出所	総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

II 業種別労働災害発生状況

* 令和7年1月から7月までの労働災害発生状況は、前年比31件
減の532件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比 (%)
製 造 業		55(0)	69(1)	-14	-20.3
建 設 業		53(2)	51(0)	2	3.9
運 輸 業		112(1)	102(0)	10	9.8
第三次産業		300(3)	326(0)	-26	-8.0
鉱業、農林業 畜産・水産業		12(1)	15(0)	-3	-20.0
総 計		532(7)	563(1)	-31	-5.5
資料出所		神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

(注1) 休業4日以上の死傷者数、()内は死亡者数で内数死傷者数は労働者私
傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計

(注2) 当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に
伴い、従来の統計締日を一部変更

(注3) 第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃・と畜業・その他」
の合計

III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

* 7月の川崎市消費者物価指数は、110.3となり、前年同月に比べ3.2ポイント上回りました。

P:速報値

年月	項目	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況 (件)		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和4年度平均		367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年度平均		386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和6年度平均		408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和7年	2月	326,536	323,728	130.0	135.6	11.9	11.4	109.1	2.9	110.8	3.7	104.2	102.2	4	49	764
	3月	349,851	347,260	134.0	138.1	12.2	11.8	109.5	3.1	111.1	3.6	117.7	102.4	9	48	853
	4月	355,090	338,252	140.5	145.4	12.7	12.0	109.9	3.0	111.5	3.6	102.8	101.3	7	51	828
	5月	345,828	337,884	136.6	140.5	11.9	11.3	109.9	2.9	111.8	3.5	117.2	101.2	13	44	857
	6月	661,049	625,297	140.6	145.2	12.1	11.3	110.3	3.2	111.7	3.3	P103.8	103.3	6	38	848
	7月		P479,691		P148.3		P11.5	110.4	3.0	111.9	3.1		P101.6	6	47	961
	資料出所	県:統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国:厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市:総務省統計局 「消費者物価指数」				県:統計センター「工 業生産指数月報」 全国:経済産業省「鉱 工業生産動向」		市、県:金融課「神奈川 県内企業倒産整理状況」 全国:東京商工リサーチ 「企業倒産状況」		

(注1) 鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

テーマ:育児休業について

令和7年4月、10月に段階的に育児・介護休業法が改正されます。「育児休業」について、改めておさらいしてみました。

「育児休業」とはどのような制度ですか。



「育児休業」とは、1歳未満の子どもを養育するために休業することができる制度です。保育所に入所を希望しているのに入所できないなど、特別な事情がある場合には、最長2歳まで延長することができます。「育児・介護休業法」という法律に定められ、法律に基づき労働者が請求できる権利です。勤務先の就業規則に育児休業に関する規定がなくても、会社側は休業の申し出を拒めません。パート労働者でも取得可能です。(別途労使協定があるときには、取得できない場合があります。)また、女性だけではなく男性も取得することができ、夫婦同時に取得することもできます。

育児休業中の給与はなるのでしょうか。収入がなくなってしまうのは心配です。



育児休業中は、基本的には給与は支払われません。その代わり、雇用保険から「育児休業給付金」が支給されるのが一般的です。育児休業給付金は、育児休業を開始する前の賃金(休業開始時賃金日額)に基づいて計算され、最初の180日間は休業開始時賃金日額の67%、181日以降は50%が支給されます。条件を満たせば育児休業給付金が13%上乘せされる制度も導入されています。育児休業給付金は、雇用保険に加入している被保険者が対象であること、その他支給要件がありますので、詳細はハローワーク等にお問合せください。なお、育児休業期間中の社会保険料は、申出により支払いが免除されます。

育児休業を終了して復帰するときに、保育所のお迎えや通院などを考えると、仕事と子育てを両立できるか心配です。育休明けからフルタイムで働くのは不安ですが、なにかよい方法はないでしょうか。



3歳未満の子どもを育てる労働者は、1日6時間までの短時間勤務制度(時短勤務制度)を利用することができます。時短勤務制度を利用すれば、仕事と育児のバランスが取りやすくなり、あきらめることなく働き続けることができるのではないのでしょうか。給与はその分減額されますが、収入の減少を補填する支援制度が令和7年4月に新設されました。さらに、令和7年10月からは、育児と仕事を両立するための環境整備が会社側に義務づけられるようになります。

ご参考 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

編集後記

気づけば、暑く長い夏もようやく終わりが見え、少しずつ秋を感じる時間が増えた様に感じます。夜風に当たると、夏とは違う涼しさが心地よいです。

10月は紅葉も深まり、外のお散歩も楽しいですね。川崎では毎年この時期、川崎市制記念多摩川花火大会が開催されます。昨年度は、初めて多摩川まで花火を見に行きました。多くの屋台にたくさんの人が並び、活気があふれ、その場のみんなが、今か今かと楽しみにしている様子が思い出されます。雨が振り出してしまったので、最後の方は半分濡れながら見た記憶がありますが、目の前の夜空で大きな花火が広がる様子は、とても美しく圧巻でした。

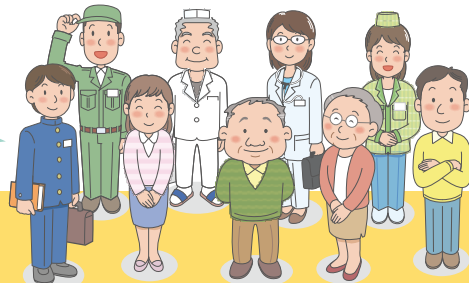
今年も約6000発の花火が打ちあがる予定です。川崎の秋の風物詩でもある「川崎市制記念多摩川花火大会」を今年も楽しみながら、秋の訪れを感じようと思います。

神奈川県最低賃金改定のお知らせ

最低賃金

最低賃金は
暮らしの
支えです!!

使用者も
労働者も



必ず
チェック!!!

神奈川県最低賃金

令和7年

10月4日から

63円
UP

1,225円

時間額

◇神奈川県最低賃金は、県内で働く常用・臨時・パート・アルバイト等すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を支払わなければならない。

確認の方法は？

確認したい賃金^(※1)時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円	÷ 1日の平均所定労働時間 時間	= 時間額 円 ≧ 最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷ 1か月の平均所定労働時間 時間	= 時間額 円 ≧ 最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		

① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較にあたって次の賃金は参入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の賃金(休日割増賃金など)⑤10 時～17 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当及び家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは、神奈川労働局または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金の詳しい内容や、業務改善助成金などの、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業については、厚生労働省や神奈川労働局のウェブページをご確認ください。

【問合せ】

神奈川労働局 労働基準部 賃金室(電話 045-211-7354)

または、「神奈川働き方改革推進支援センター」(0120-910-090)にお問い合わせ下さい。



厚生労働省HP▲神奈川労働局HP▲

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2178号 令和7年10月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653(直通) FAX 044-200-3598

経済労働局労働雇用部メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。